

消教地第 315 号
平成 30 年 6 月 27 日

各都道府県消費者行政担当課 御中

消費者庁消費者教育・地方協力課
(公印省略)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
消費生活相談員の任用について

平素より、消費者行政の推進に多大なるご尽力をいただき、ありがとうございます。

平成 32 年 4 月から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、併せて、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能とされました。

消費生活相談員の任用形態に関しては、現在、多くの地方公共団体において、特別職非常勤職員又は一般職非常勤職員となっています。改正法により、特別職非常勤職員又は一般職非常勤職員として任用されている消費生活相談員は、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に移行することになります。

会計年度任用職員はその任期を一会計年度内としておりますが、平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るものです。消費生活相談員についても、専門的知識、技術、経験を有している場合など、客観的な能力実証に基づき当該職に従事する十分な能力を持った者を再度任用することは可能であることを総務省とも認識を共有しております。

消費生活相談員は、高い専門性の発揮によって、消費生活の現場を支える役割を担っており、その専門性につき適正な評価がなされ、その評価等に基づき客観的な能力実証を経て、研修や日々の相談業務から得られる知識の積み重ねにより研さんを積んだ者の任用が行われることは、より質の高い消費生活相談を実現し、消費者の安全・安心が確保されることにも資するものです。

また、任用回数に一律に制限を設けることなく専門性に配慮した任用と処遇をお願いすることは改正法の下でも変わりません。引き続きいわゆる「雇止

め」解消にご協力をお願いいたします。

各地方公共団体におかれましては教育研修体制を強化していただき、消費生活相談員の方々には、引き続き、研修への積極的な参加により、その専門性の確保、向上に努めていただきますようお願いいたします。

なお、平成26年に改正されました消費者安全法（平成28年4月1日施行）では、消費生活相談員を「職」として法定し、消費生活相談員試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者と定めております。

各地方公共団体におかれましては、引き続き、消費生活相談員の専門的知識、技術、経験を鑑みた任用及び処遇改善をご検討頂ければと存じます。

各都道府県におかれましては、管内の市区町村に対しても速やかに周知いただくとともに、消費生活相談員の専門的知識、技術、経験を鑑みた任用及び処遇改善が実施され、都道府県内どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる体制の確立に御尽力をお願いいたします。